

公害による健康被害を許すな！☆自然環境・生活環境の破壊を許すな！



大阪から公害をなくす会ニュース

No.450

2018.3.10

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121

E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫

カンパニウラ
画・加納忠

2018年 今年こそ解決の年に 関西建設アスベスト訴訟大集会開かれる



昨年10月、横浜地裁をへた建設アスベスト訴訟東京高裁で、国と建材メーカーの責任を認める画期的な判決が出された。2月9日、京都地裁をへた大阪高裁で結審の法廷が開かれました。

この日大阪で法廷の後、250人が参加して「2.9 関西建設アスベスト訴訟大集会」が開かれました。

集会では、石綿対策全国連絡会議事務局長の古谷杉郎氏が「世界からみた日本のアスベスト被害者のたたかい」と題して講演。アジアを中心にアスベスト被害の増加とそれに対するたたかいの発展を紹介しました。そして、「日本のアスベスト建設訴訟の前進がアスベストの禁止に踏み切れないアジア諸国の政府に強いメッセージを送ることになる」と激励しました。

大阪アスベスト弁護団団長の村松弁護士が「神奈川ダブル判決の内容・意義と関西訴訟の役割」を報

告しました。高裁段階の最初の東京高裁判決で、国の責任が7回連続で認められるとともに建材メーカーの責任も認められるようになってきたこと。東京地裁をへた東京高裁の判決が3月14日に予定され、京都に続いて大阪高裁に上がっている大阪一陣訴訟も3月22日に結審。今年中に4つ以上の高裁判決がでることになり「解決の時期と水準が決まる」と強調しました。

これらの訴訟を通じて「建設アスベスト被害者補償基金」を創設することが大きな目標であり、国の責任が司法の舞台でほぼ確定しつつあり、国会議員の半数が基金制度の創設に賛同していることを紹介しました。

マスコミの多くも東京高裁判決をうけて、「抜本的な救済の枠組みを」（毎日）などの立場で報道している。これから勝訴を勝ち取

るために法廷内外でやるべきことをすべてやりきること。国、メーカー、裁判所に多様な方法で粘り強く早期解決のたたかいを進めようと訴えました。

集会では中皮腫で死亡した教員の労災認定訴訟の原告、西宮の夙川学園跡地の解体工事のアスベスト飛散問題で解体業者や市、開発業者などを訴えた住民運動の代表、原発避難者の京都訴訟の原告などが次々と発言し連帯と共同を確認しました。「今年こそ『解決の年』に！」を合言葉に、世論を大きく広げて国と建材メーカーとのたたかいに決着をつけ、すべてのアスベスト被害の救済と根絶のために力を合わせようという集会アピールを採択して終わりました。

(大阪アスベスト対策センター
伊藤泰司)